

博物館経営論

(解答はすべて解答用紙に記入し、この問題用紙に記入しないこと。)

1. 地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るため、平成30年に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が成立した。これらの法律の改正を説明する以下の文章について各文の①～⑩の()内について下の□から最も適切な語句を選び、文を完成させなさい。(同じ番号のところには同じ語句が入る)(各2点)

<文化財保護法の一部改正について>

【1】(①)等の認定等

重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は登録記念物(以下「重要文化財等」という。)の所有者、管理団体又は保持者等は、重要文化財等の保存及び活用に関する計画(以下「(①)等」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができるものとする。

【2】(②)等の許可又は届出の特例

(1)重要文化財又は史跡名勝天然記念物の(②)又は保存に影響を及ぼす行為(以下「(②)等」という。)に関する事項が記載された(①)又は史跡名勝天然記念物保存活用計画が認定を受けた場合において、(②)等をその記載された事項の内容に即して行う場合には、文化庁長官の(③)を受けることを要せず、当該(②)等が終了した後遅滞なく、文化庁長官に届け出ることをもって足りるものとする。

(2)登録有形文化財、重要有形民俗文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の(②)等に関する事項が記載された登録有形文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画が認定を受けた場合において、(②)等をその記載された事項の内容に即して行う場合には、文化庁長官への事前の(④)を要せず、当該現状変更等が終了した後遅滞なく、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りるものとする。

【3】(⑤)の策定

都道府県の(⑥)は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱(以下「(⑤)」という。)を定めることができるものとする。

【4】(⑦) の認定等

- (1) 市町村の (⑥) (地方文化財保護審議会を置くものに限る。)は、単独で又は共同して、(⑤) が定められているときは当該 (⑤) を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画 (以下「(⑦)」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができるものとする。
- (2) 市町村の (⑥) は、単独で又は共同して、当該市町村、都道府県、(⑧)、文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の (⑥) が必要と認める者から構成される (⑦) の作成に係る協議等を行うための (⑨) を組織することができるものとする。
- (3) (②) 等の許可等 (重大な (②) 等の許可等を除く。)、重要文化財の所有者等以外の者による公開の許可等の文化庁長官の権限に属する事務であって (⑦) に係る認定を受けた市町村の区域内に係るものの全部又は一部は、計画期間内に限り、当該認定 (⑦) の実施に必要な範囲内において、当該認定を受けた市町村の (⑥) が行うこととすることができるものとする。

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について>

地方公共団体は、条例の定めるところにより、文化財の保護に関する事務を、当該地方公共団体の (⑩) が管理し、及び執行することができるものとする。

文化財保存活用大綱、重要文化財保存活用計画、許可、教育委員会、協議会、長届出、現状変更、文化財保存活用地域計画、文化財保存活用支援団体

2. 次の文章中の①～⑩の () に該当する用語を、下の の中からそれぞれ選択し、回答欄にはその記号を記しなさい。(同じ番号のところには同じ語句が入る) (各2点)

地域の自主性を高めるための改革の推進を図るため、「(①)」が令和元年5月に成立し、社会教育法、図書館法、博物館法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律などの関係法律の整備が行われた。これにより、公立博物館について、(②) の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、(③) により、(④) から (⑤) へ (⑥) することが可能になった。従来、公立博物館は (④) の (⑦) に属するとされていたが、今後は (⑤) が (⑦) する博物館も、博物館法による (⑧) ができるようになった。また (⑤) で博物館と (⑨) や (⑩) などの分野について一体的に (⑦) できるようになった。

ア：社会教育の適切な実施 イ：地方公共団体の長 ウ：条例 エ：教育委員会 オ：移管
カ：所管 キ：登録 ク：観光 ケ：地域振興 コ：第9次地方分権一括法

3. 平成25年度の「日本の博物館総合調査」によれば、日本の博物館の典型的な姿は、年間300～324日程度開館し、年間入館者数5,000人未満、常勤職員3名、非常勤職員1名で経営されている。博物館を取り巻く経営環境は厳しさを増し、地域博物館の活性化が大きな課題となっており、博物館同士が連携協働して博物館の機能を強化していくことが重要である。このような状況にあって、地域博物館をつなぐ各地（都道府県や市レベル）の博物館協会（または協議会やネットワーク等、地域によって名称が異なる）の役割が注目される。そこで、都道府県の博物館協会を念頭に、具体的にどのような役割が期待されているか、100字程度で記述しなさい。（10点）

4. 2017（平成29）年に策定された「文化経済戦略」において、「VI 推進すべき「6つの重点戦略」」の「2. 文化芸術資源（文化財）の活用」では、その対応の方向性のひとつを以下のように記述している。

文化財を公開する際は、外国人旅行者や障害者を含めた多様な鑑賞者がより深く理解し、親しむことのできる機会の充実を図るべく、多言語や多様な方法による情報発信をはじめ、文化財の有する価値や背景情報等を丁寧に説明する。

上記において、博物館はその主要な役割を果たすことを期待されているが、文化財の魅力をわかりやすく発信するため、具体的にどのような取り組みをすれば良いか、100字程度で論じなさい。（10点）

5. 博物館の危機管理の点において、わが国ではどの地域においても地震のリスクを抱えている。大規模地震の発生時を想定したリスクマネジメントについて、あなたが学芸員として館内にいた場合に、「安全の確保」という観点から初動として対応すべき項目を100字程度で説明しなさい。（10点）

6. UNESCOの「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告（2015年）」における「IV 政策：機能に関する政策」では次のように言及している。

28. 公的及び私的な基金提供と、適切な協力関係はミュージアムの実際の機能に直接影響を及ぼす。加盟各国は、ミュージアムが、明確な見通しと適切な計画及び資金を持ち、各種の財源の調和的なバランスのもとに、その主要機能への十分な敬意をもって、社会に利するという自らの使命を遂行できるよう、必ず努力すべきである。

(翻訳：ICOM日本委員会)

博物館経営において、なぜ「各種の財源の調和的なバランス」の実現を目指す必要があるのか。博物館経営の財務的な特徴を示したうえで、財源の多様性とそのバランスについて100字程度で説明しなさい。(10点)

7. 博物館の経営形態として、新たに指定管理者制度から地方独立行政法人へと移行する事例が見られる。地方独立行政法人化は、指定管理者制度における「期間の定め」によって運営主体の交代が起こり得ることから、事業の継続性を担保することを主眼のひとつとしている。運営主体の交代に起因する事業の継続性の課題について200字程度で説明しなさい。(20点)